



2種免許を守れ！

自家用有償運送の枠組みをタクシーに応用し、2種免許を不要とする旅客運送について事業者や国が協議していると、一部業界紙で報じられている。

事実関係についてはまだ確認中の段階ではあるが、万が一この報道が事実ならば由々しき問題だ。

2種免許は、タクシーのみならず全ての旅客運送における安全の担保に必要不可欠なものであり、2種免許を不要とする旅客の輸送を考えるということは、乗客の安全を二の次に考えるという事でもある。

これまで乗客の安全を第一にしてタクシーで働き続けてきた者としては到底容認することなど出来ない。

また、これまでライドシェア合法化について、「2種免許を持たないドライバーが乗客の運送を有償で行うことは乗客の命をないがしろにすることだ。」という主張で政労使が一体となり反対し続けてきたにもかかわらず、その2種免許を不要とする旅客の運送について考えるのは矛盾しており、この話は近い将来、ライドシェア合法化への道筋となるに違いない。

仮にこの話が事実であるならば、タクシー事業に関わる者たちが、自らの首を絞めることに等しい。

深刻な要員不足に歯止めがかからず、利用者ニーズに応えられていない現状があるとは言え、また、需要と供給のバランスが取れるまでの期間を限定した取り組みだとは言え、これまで乗客の安全輸送に心血を注いできたタクシー運転者が、これからも地域公共交通従事者としての自負をもって働き続けられるために、またタクシーを利用される方が安心してタクシーを利用して頂き続けられるために、全自交は2種免許の重要性及び自家用有償旅客運送とタクシーの差別化を強く主張し続け、安易な規制緩和策には断固反対していく。

参考

6月1日 全タク連 正副会長会議での2種免許緩和(案)

(交通界速報 6月3日 土曜日 2840号 より)

コロナ禍の期間に流出したタクシー乗務員の人数回復を加速させるのを目的とし、自家用有償旅客運送の枠組みについて期間を限定しタクシーに応用し、以下の制度創設を今秋までに目指す。

- ①緑ナンバーのタクシー車両の乗務に当たって期間を限定して2種免許不要とする。
- ②制度そのものは3年間の期間限定とし、個々のドライバーについては普通免許での乗務を1年間に限定。その期間中に2種免許を取得させる。
- ③タクシーと区別するため屋上灯は設置せず、アプリ配車に限定して運用する。
- ④自家用有償旅客運送に準じた位置付けとし、収益性を抑制して運賃は5%安く設定する。
- ⑤ドライバーは事前に研修を行うこととし、専用車両の車両数は一般タクシーの半分以下とする。

タクシーが、今後も「安全・安心・便利」な移動手段であり続けられるために、
タクシーで働く仲間がこれからも安心して働き続けられるために、
ライドシェア合法化に繋がる緩和策に、全自交は全国の仲間が一丸となって反対する！